

令和 7 年度運営指導の指導事項について  
(処遇に関するもの)

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
施設サービスグループ  
令和 8 年 3 月

# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（1）

## 1 身体的拘束等に関すること【各施設共通】

### （1）身体的拘束等の適正化

- ① 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合を除き**、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。
  - 3つの要件すべてを満たすことが必要
    - 「**切迫性**」「**非代替性**」「**一時性**」の3つの要件**全てを満たす**状態であることを、身体的拘束等適正化委員会等のチームで検討、確認し、結果を記録する。
- ② 身体的拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由**を記録しなければならない。

※介護老人保健施設、介護医療院は、**医師が診療録に記載**しなければならない。

### （指摘事項）

- 医師が診療録に記載していない。（介護老人保健施設、介護医療院）

## 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（2）

③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

※指針には、次のような項目を盛り込むこととする。

- ①施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ②身体的拘束適正化検討委員会その他の施設内の組織に関する事項
- ③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する方針
- ⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

（指摘事項）

- 指針の項目が不足している。

## 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（3）

④ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

■ 定期的な教育（年2回以上）及び新規採用時には必ず実施すること。

■ 研修の実施内容についても記録することが必要。

（指摘事項）

● 新規採用時に研修が実施されていない。記録が残されていない。

⑤ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること

（指摘事項）

● 委員会の議事録が従業者に回覧されているが周知の内容が不十分。

## 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（4）

⑥身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 利用者本人や家族に対して、**身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間**等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。その際には、施設長や医師、その他の現場の責任者から説明を行うなど、説明手続きや説明者について事前に明文化しておく。仮に、事前に身体拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行う。

### （指摘事項）

- 身体的拘束等の実施に当たって組織等として3要件（切迫性、非代替性、一時性）の確認等の手続きを行った記録が乏しい。
- やむを得ず身体拘束を行う際の入所者の心身の状況の記録が乏しい。

# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（5）

## ⑦身体拘束廃止未実施減算

- 事業所（施設）において身体的拘束等が行われていた場合ではなく、各サービス（施設）基準における記録※1を行っていない場合及び同条に規定する措置※2を講じていない場合に、利用者（入所者）全員について所定単位数から減算することとなる。
- 具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算することとする。

# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（6）

## ■（※1）各サービス（施設）基準における記録

（短期）居宅サービス基準第128条第5項の記録

（同条第4項に規定する身体的拘束等を行う場合の記録）

（特定）居宅サービス基準第183条第5項の記録

（同条第4項に規定する身体的拘束等を行う場合の記録）

（特養）指定介護老人福祉施設基準第11条第5項又は第42条第7項の記録

（指定介護老人福祉施設基準第11条第4項又は第42条第6項に規定する身体的拘束等を行う場合の記録）

（老健）介護老人保健施設基準第13条第5項又は第43条第7項の記録

（介護老人保健施設基準第13条第4項又は第43条第6項に規定する身体的拘束等を行う場合の記録）

（医療院）介護医療院基準第16条第5項又は第47条第7項の記録

（介護医療院基準第16条第4項又は第47条第6項に規定する身体的拘束等を行う場合の記録）

# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（7）

## ■（※2）同条に規定する措置

（短期）居宅サービス基準第128条第6項に規定する措置

（特定）居宅サービス基準第183条第6項に規定する措置

（特養）指定介護老人福祉施設基準第11条第6項又は第42条第8項に規定する措置

（老健）介護老人保健施設基準第13条第6項又は第43条第8項に規定する措置

（医療院）介護医療院基準第16条第6項又は第47条第8項に規定する措置

# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（8）

## 2 施設サービス計画に関すること【各施設共通】

### （1）施設サービス計画の作成

#### ① 課題分析の実施

- ・施設サービス計画の作成に当たっては、**適切な方法**により、入所者の解決すべき**課題を把握**しなければならない。

#### ② 原案の作成

- ・**アセスメントの結果に基づき**、施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

#### （指摘事項）

- アセスメント表にて把握されていない課題が、原案の生活全般の解決すべき課題に記載されている。（短期を除く）

# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（9）

## ③ 原案の説明及び同意

- ・ 原案の内容について入所者又は家族に説明し、**文書により入所者の同意**を得なければならない。

▶ 家族の署名を得るのに時間を要する場合、施設サービス計画書の内容について電話で説明を行い、同意が得られた年月日、同意者等を記載する。

※県作成「施設サービス計画の作成の手引き（令和3年12月（修正））」  
参照

### （指摘事項）

- 説明、同意日が目標の始期よりも後の日付になっている。
- 口頭で原案に同意を得た事案について、同意の確認ができない。

# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（10）

## 3 感染症対策に関すること【各施設共通】

（1）感染症の予防及びまん延の防止のための措置

①感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行うこと。

■定期的な教育（年2回以上）及び新規採用時には必ず実施すること。

■研修の実施内容についても記録することが必要。

② 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（年2回以上）に実施すること。

（指摘事項）

- 定期的な教育（訓練）を年2回以上実施できていない。（短期は年1回以上）
- 新規採用時の研修を実施していない。
- 研修・訓練の実施内容を記録していない。

## 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（11）

- ③ 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）」に沿った対応を行うこと。

（抜粋）同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

※最初の患者等が発症してからの**累積の人数**で報告すること。

（平成26年1月31日25長寿第52888号香川県健康福祉部長寿社会対策課長通知）

（指摘事項）

- 指針に「累積の人数でない」と記載あり。

## 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（12）

- ④ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  
※指針には、次のような項目を盛り込むこととする。

### ● 平常時の対策

- ・ 施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）
- ・ 日常のケアにかかる感染対策
  - ・ 標準的な予防策  
（例）血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの  
取り決め
- ・ 手洗いの基本
- ・ 早期発見のための日常の観察項目

# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（13）

- **発生時**の対応
  - ・ 発生状況の把握
  - ・ 感染拡大の防止
  - ・ 医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携
  - ・ 医療処置
  - ・ 行政への報告等発生時における施設内の連絡体制
  - ・ **前記の関係機関への連絡体制**

（指摘事項）

- 指針の項目が不足している。

# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（14）

## 4 感染症の業務継続計画に関すること【各施設共通】

### （1）業務継続計画の策定等

①感染症の発生時において、介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定しなければならない。業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。

- イ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ロ 初動対応
- ハ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係

厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

## 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（15）

②研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- ・ 定期的（年2回以上）な教育を開催すること。
- ・ 新規採用時には別に研修を実施すること。
- ・ 研修の実施内容を記録すること。
- ・ 訓練を定期的（年2回以上）に実施すること。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

### （指摘事項）

- 業務継続計画を策定していない。
- 研修・訓練を年2回以上実施していない。（短期は年1回以上）
- 研修・訓練を実施しているが記録がない。

# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（16）

## 5 衛生管理に関すること【各施設共通】

### （1）レジオネラ症対策

#### ① 循環式浴槽または貯湯槽を有する入浴施設の衛生措置の基準

- 「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」  
（令和元年12月17日改正）
- 「香川県特定入浴施設におけるレジオネラ症の発生の防止に関する指導要綱」（令和6年11月1日改正）

#### 【上記資料の掲載先】

香川県「リスクマネジメント：感染症情報」

[https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/choju/jigyosya/risk\\_management.html](https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/choju/jigyosya/risk_management.html)

- 「入浴施設の衛生管理の手引き」  
（<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001401967.pdf>）

# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（17）

## 水質検査の頻度について

（水質基準：レジオネラ属菌が100ml中に10cfu未満）

### • 原水の検査

水道水を用いない原水 年1回以上

（例：温泉水・井戸水・地下水等）

### • 浴槽水の検査

①塩素消毒をしていない 年4回以上

②塩素消毒をしている

ア、24時間以上連続して循環水を使用している 年2回以上

イ、毎日完全換水している 年1回以上

「香川県特定入浴施設におけるレジオネラ症の発生の防止に関する指導要綱」

（令和6年11月1日改正）

# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（18）

## 浴槽水の消毒・遊離残留塩素濃度の測定

- 塩素系薬剤を使用する場合は、浴槽水中の**遊離残留塩素濃度は頻繁に測定**して記録し、通常**1ℓにつき0.4mg程度**に保ち、**かつ**、最大で**1ℓにつき1.0mgを超えない**ように努める等適切に管理を行うこと。
- また、温泉水及び井戸水を利用する場合又は塩素消毒以外の方法により消毒を行う場合は、それぞれの場合に応じた適切な維持管理を行うこと。
- 適切な遊離残留塩素濃度を保つための「**頻繁な測定**」については次記の資料等を参照し、適切に運営すること。

# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（19）

## 浴槽水の消毒・遊離残留塩素濃度の測定

- 水質基準のための水質検査とは別に、浴槽水の遊離残留塩素濃度を頻繁に（1時間毎、あるいは2時間毎など）測定する必要があります。  
**塩素系消毒剤の注入、遊離残留塩素の消失、溢水や加水、入浴者数**などの要因により濃度が容易に変化します。基準値を下回ると生物膜が形成され、レジオネラ属菌が増殖する可能性がありますので、頻繁に濃度を測定して低ければ上げるようにする必要があります。

**資料：入浴施設の衛生管理の手引き 令和4年5月**

（ページ39 （2）遊離残留塩素濃度の測定 より引用）

# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（20）

## 循環式浴槽、貯湯槽、シャワー設備の衛生措置

- 浴槽水は原則**毎日**完全に入れ替える。**最低でも1週間に1回**は完全に入れ替えること。
- 貯湯槽の湯温は**60℃以上**に保つ。ただし浴槽水の消毒の例に準じて貯湯槽内の原水の消毒を行う場合はこの限りではない。
- 貯湯槽は**定期的に清掃**を行う。
- 集毛器は**毎日清掃及び消毒**を行う。
- シャワーは**少なくとも週に1回**、内部の水が置き換わるように通水する。
- シャワーヘッドとホースは**6か月に1回以上点検**し、内部の汚れとスケールを**1年に1回以上洗浄、消毒**する。
- 衛生措置に関する点検結果は**3年間保管**する。

## 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（21）

### （指摘事項）

- 要綱に準じた回数の水質検査を実施していない。
- 入浴前・中・後に残留塩素濃度を測定していない。
- 残留塩素濃度が低い（0.4mg/ℓ未満）、もしくは高い（1.0mg/ℓ以上）。
- 貯湯槽が60℃未満となっており、浴槽水の消毒に準じて消毒されていない。
- 集毛器の清掃記録がない。

# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（22）

## 6 リスクマネジメント(事故防止)に関すること【各施設共通】

（1）事故発生の防止及び発生時の対応

① 事故発生の防止のための指針を整備すること。（介護保険施設）

※指針には、次のような項目を盛り込むこととする。

- ①施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
- ②介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうな場合及び現状を放置しておくこと介護事故に結びつく可能性が高いものの報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- ⑤介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

（指摘事項）

- 指針の項目が不足している。

## 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（23）

- ② 事故発生の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 定期的な教育（年2回以上）及び新規採用時には必ず実施すること。
  - 研修の実施内容についても記録することが必要。

### （指摘事項）

- 定期的な教育を年1回しか実施していない。（介護保険施設）
- 新規採用時の研修を実施していない。（介護保険施設）
- 研修の実施内容を記録していない。（介護保険施設）

## 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（24）

- ③ サービスの提供により事故が発生した場合は、**速やかに市町村、入所者の家族等に連絡**を行うこと。
- 市町への報告は、県の「指定介護保険サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル」に沿った対応を行うこと。
- ※ マニュアル、事故報告様式のホームページ掲載先  
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/choju/jigyosya/jikoboushi.html>
- 事故報告を行う範囲について
- **医師（施設の勤務医、配置医師を含む）**の診断を受け投薬、処置等何らかの治療を行った場合は、事故報告の対象となる。

### （指摘事項）

- 市町への報告が必要な事故が発生しているが、報告していない。

# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（25）

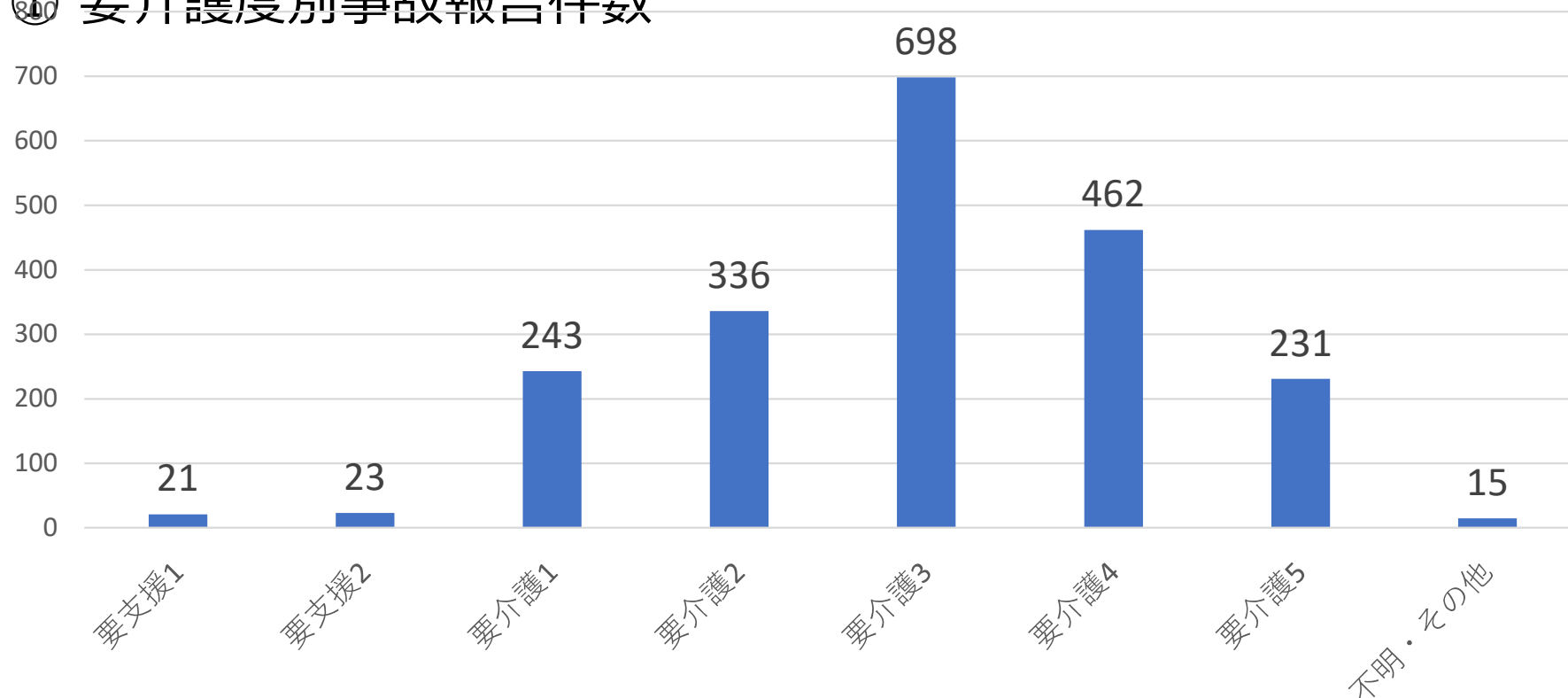
（2）令和6年度事故報告の取りまとめ結果（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

介護保険施設及び施設・居住系サービスの報告件数は計2,029件。

以下内訳を掲載。

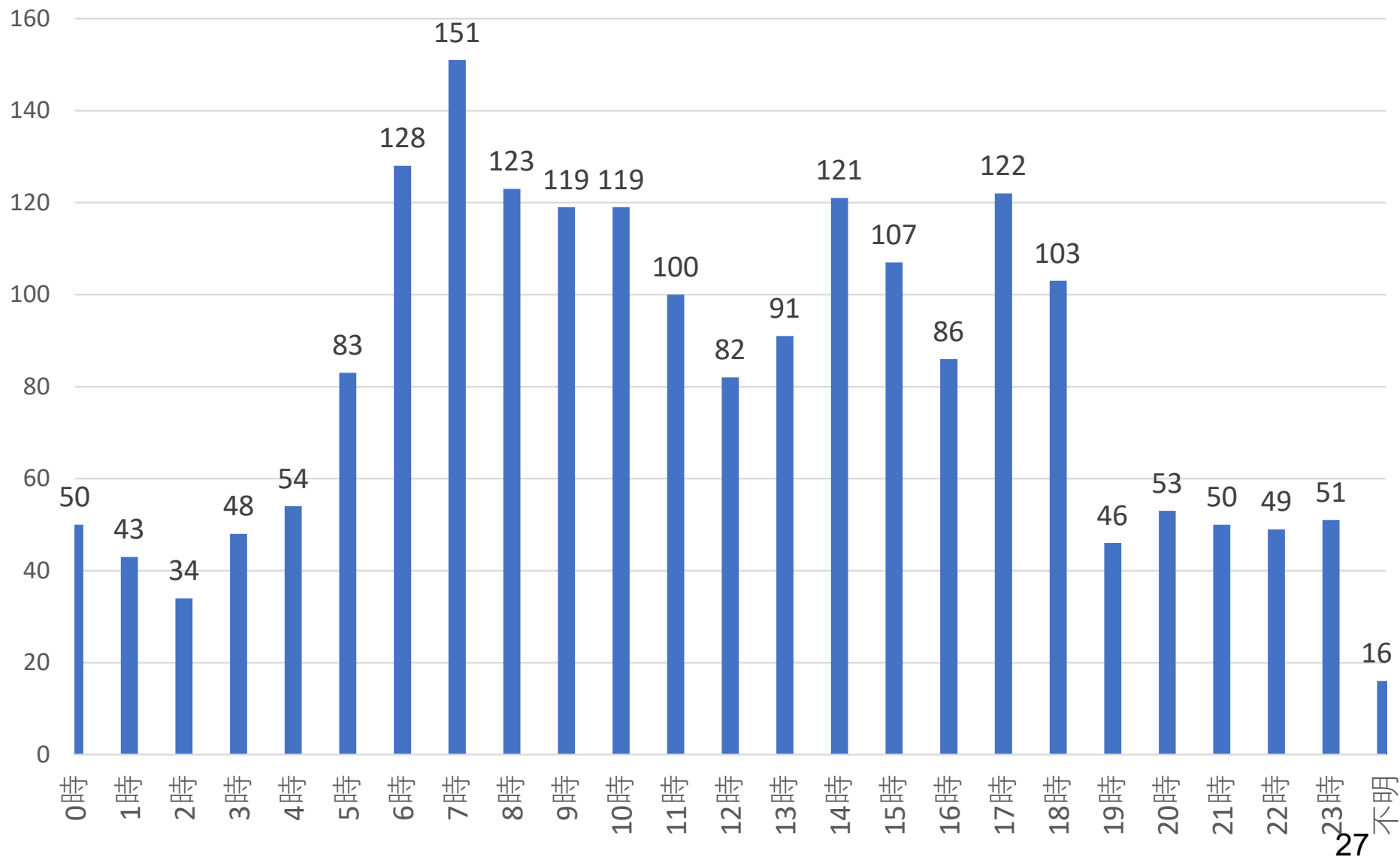
※居住系サービス：短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、  
認知症対応型共同生活介護

## ① 要介護度別事故報告件数



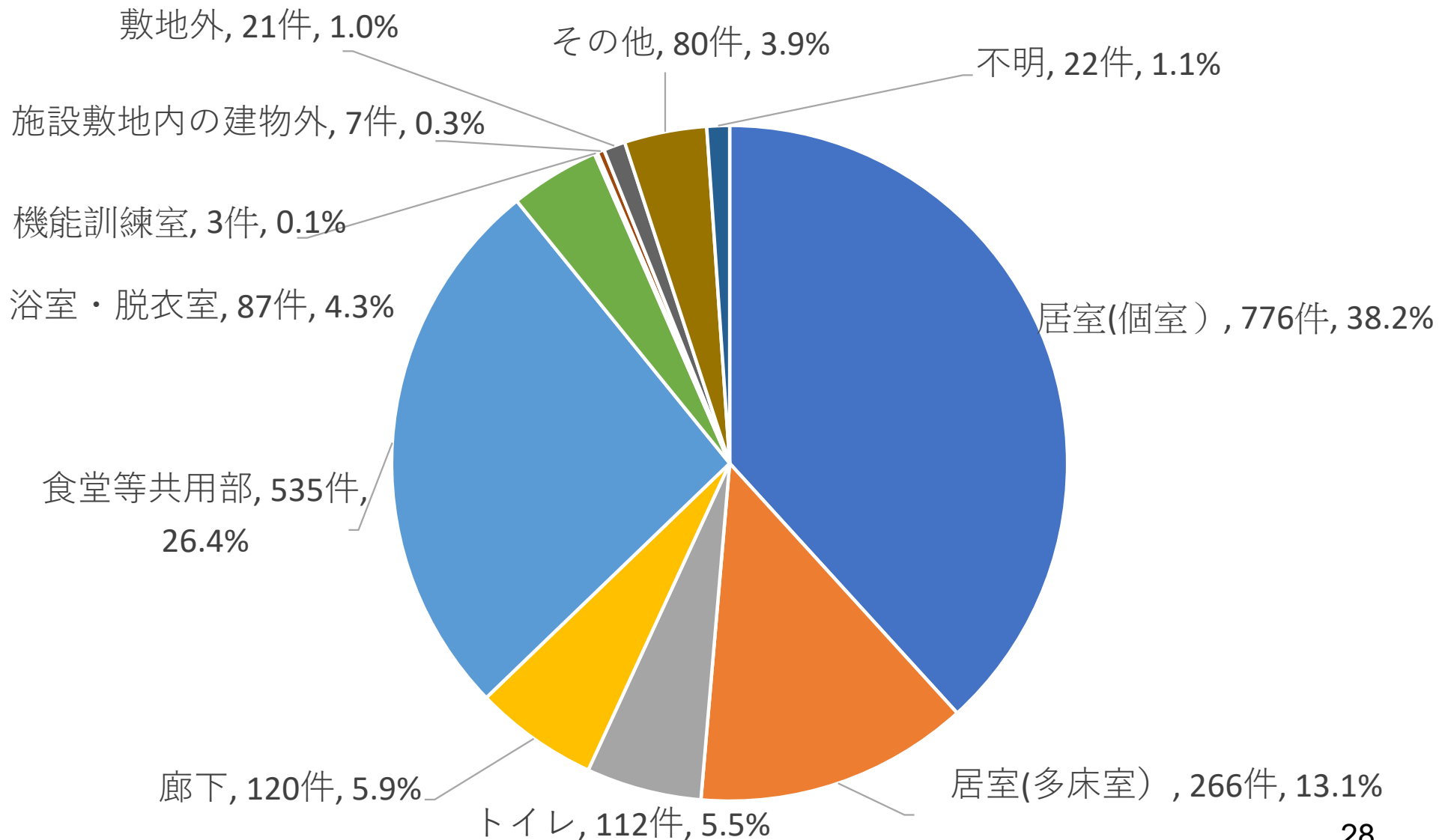
# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（26）

## ② 発生時間別事故報告件数



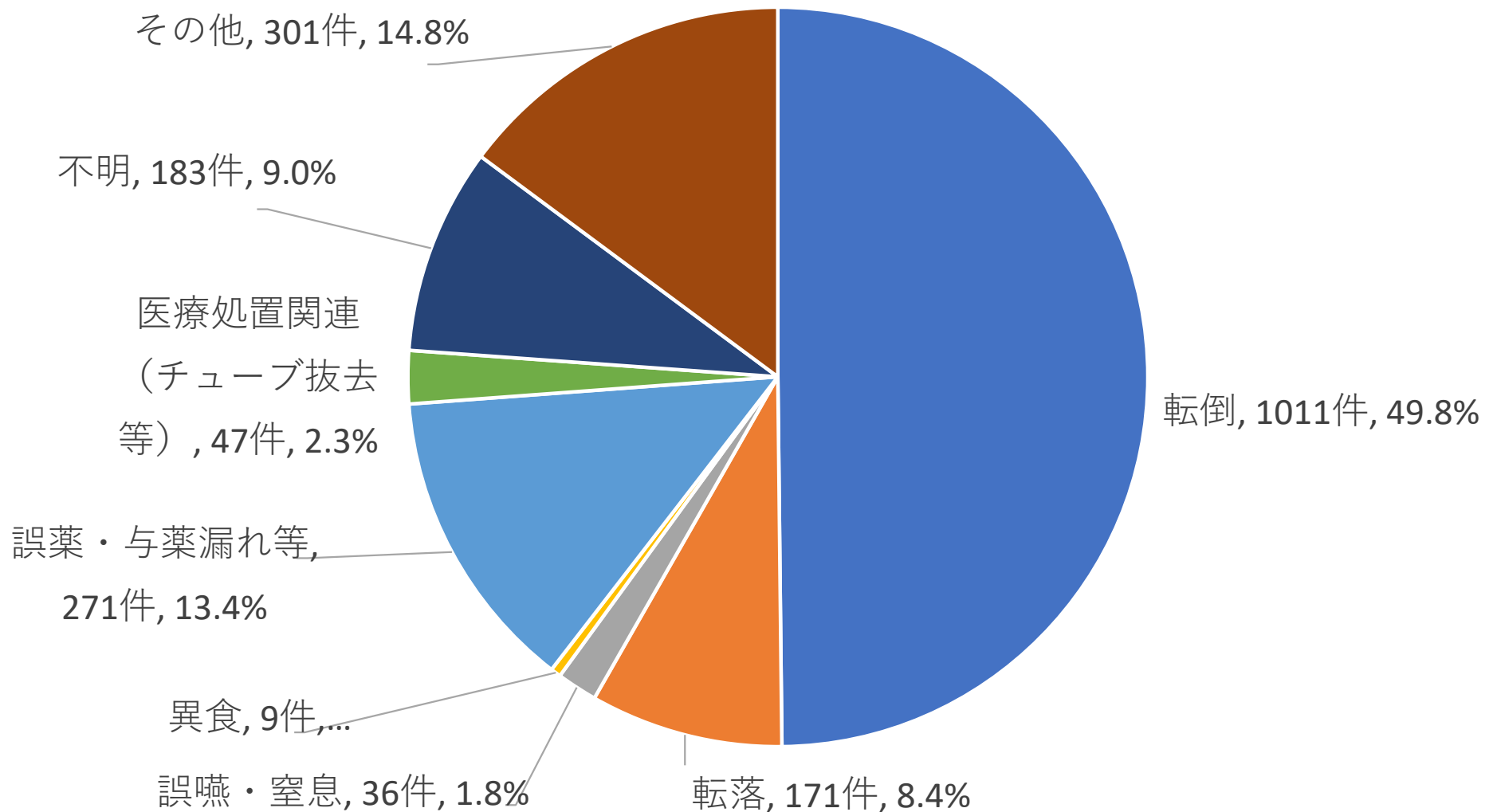
# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（27）

## ③ 発生場所別事故報告件数



# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（28）

## ④ 事故種別事故報告件数



# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（29）

## 7 高齢者虐待防止に関すること【各施設共通】

### （1）養介護施設従事者等による高齢者虐待

#### ■ 相談・通報件数等

区分	全国	香川県
相談・通報件数 （※1）	3,633件 （3,441件）	39件 （26件）
虐待判断件数 （※2）	1,220件 （1,123件）	7件 （11件）

※1 調査対象年度（R6.4.1～R7.3.31）に市町村が相談・通報を受理した件数

※2 調査対象年度（同上）に市町村等が虐待と判断した件数（都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接相談・通報を受理し判断した事例を含む。）

※3 カッコ内は令和5年度の件数

※4 詳細な情報のホームページ掲載先

# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（30）

## （2）虐待の防止

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- 定期的に委員会を開催すること。
- 委員会で検討した結果を、従業者に周知徹底を図る。

### （指摘事項）

- 委員会の結果を従業者に周知できていない、十分でない。

## 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（31）

### ② 虐待防止のための指針を整備すること。

※指針には、次のような項目を盛り込むこととする。

- ①施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- ②虐待防止委員会その他の施設内の組織に関する事項
- ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項
- ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ⑧入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項

#### （指摘事項）

- 指針の項目が不足している。

## 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（32）

- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。
- 定期的な教育（年2回以上）及び新規採用時には必ず実施すること。
  - 研修の実施内容についても記録することが必要。

### （指摘事項）

- 研修を年2回以上実施していない。（短期は年1回以上）
- 新規採用時の研修を実施していない
- 研修の実施内容を記録していない。

# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（33）

## 8 口腔衛生の管理に関すること【短期を除く】

（1）口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

- ① 歯科医師又は歯科医師等の指示を受けた歯科衛生士（以下「歯科医師等」という。）が、施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
- ② 施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。
- ③ ①の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成し、必要に応じて見直すこと。
  - イ 助言を行った歯科医師
  - ロ 歯科医師からの助言の要点
  - ハ 具体的方策
  - ニ 当該施設における実施目標
  - ホ 留意事項・特記事項

## 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（34）

④介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は③の計画に関する技術的助言及び指導は、**歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。**

施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、**実施事項等を文書で取り決めること。**

### （指摘事項）

- 介護職員が、歯科医師等から技術的助言及び指導を年2回以上受けていない。
- 入所者毎に施設入所時及び月に1回程度、口腔の健康状態の評価を実施していない。
- 口腔の健康状態の評価に、口腔衛生管理加算や口腔連携強化加算の様式を使用している。
- 入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成していない。
- 歯科医師等と実施事項等を文書で取り決めていない。

# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（35）

## 9 栄養管理に関すること【短期・特定を除く】

- 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。
  - ・ 栄養ケア計画を作成すること。
  - ・ 管理栄養士が栄養管理を行うとともに、栄養状態を定期的に記録すること。
  - ・ 栄養ケアの進捗状態を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直すこと。
  - ・ 低栄養状態のリスクレベルに応じて栄養状態のモニタリングを実施すること。

### （指摘事項）

- 入所時栄養リスクの把握（栄養スクリーニング）が入所後遅くとも1週間以内に実施されていない。
- 栄養ケア計画が作成されていない。
- 低栄養状態のリスクレベルに応じたモニタリングが実施されていない。

# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（36）

## 10 医行為に関すること【各施設共通】

### （1）関係通知等

- ・「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（平成17年7月28日）」（6赤本P1358）
- ・「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その2）（令和4年12月1日）」
- ・「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その3）（令和7年12月26日）」
- ・「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」  
（<https://www.mhlw.go.jp/content/001489487.pdf>）

# 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（37）

## （2）服薬介助に関すること

- 介護職員等が服薬介助を行う場合は、次の点に留意すること。

患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師、看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ患者ごとに区分し授与された医薬品について・・・医薬品の使用を介助すること。

- ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること。
- ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと。
- ③ 内服薬については誤嚥の可能性、座薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと。

## 運営指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（38）

- 病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、**医行為であるとされる場合もあり得る。**
- 福祉施設等においては、**看護職員によって実施されることが望ましく**、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

### （指摘事項）

- 事前に本人又は家族から依頼があったことが確認できない。
- 医師、歯科医師、看護師が3要件を満たしていることが確認できない。
- 同意書はあるが、入所時に退所までの期間で同意をとっており、更新されていない。（同意のあった内容に変更がある場合には同意を取り直すこと）